

財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表について

監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、地方自治法第199条第14項及び八尾市監査基準第17条の規定により当該措置の内容を次のとおり公表します。

令和5年8月29日

八尾市監査委員	吉川 慎一郎
同	八百 康子
同	南方 武
同	松田 憲幸

記

1 措置の内容の通知

令和4年度財政援助団体等監査の結果に対する措置

令和5年8月21日付け 八危第481-2号

八尾防犯協議会

令和5年8月21日付け 八総総第796-2号

八尾市職員厚生会

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896 (直通)

3 その他

措置の内容については、市役所本館3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

令和4年度財政援助団体等監査の結果に対する措置の内容  
八尾防犯協議会

指 摘 事 項	講じた措置又は経過
<p>1 補助金の交付に係る事務について 防犯灯整備補助金等の交付に係る事務において、次のような事例が見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。</p> <p>(1) 交付決定について市(危機管理課)が決裁しているもの</p>	<p>措置状況   1. 措置済(令和4年11月16日)</p> <p>防犯灯整備補助金等の交付決定については、八尾防犯協議会において行うよう事務処理を改めました。</p>
<p>(2) 交付決定通知書の記載が誤っているもの</p>	<p>措置状況   1. 措置済(令和4年11月16日)</p> <p>交付決定通知書の記載内容を修正し、適正な事務処理を行うよう改めました。</p>
<p>(3) 補助金交付申請書の一部が消去可能なボールペンで記載されているもの</p>	<p>措置状況   1. 措置済(令和5年7月4日)</p> <p>消去可能なボールペンの使用はしないよう事務処理を改めました。</p>

令和4年度財政援助団体等監査の結果に対する措置の内容  
八尾市職員厚生会

指 摘 事 項	講じた措置又は経過				
<p>1 クラブ活動等活動助成金の交付事務について</p> <p>八尾市職員厚生会は、会員相互の親睦と福利の増進に資することを目的として、会員が同好者をもって組織するクラブ等の健全な活動を援助するため、八尾市職員厚生会クラブ等活動助成金交付規程に基づき登録されたクラブ等に対し、その代表者の申請により助成金を交付している。</p> <p>本助成金は、交付申請のあったクラブ等が引き続き健全な活動が継続されていることをその交付要件としているが、交付申請の審査において当該要件の確認が不十分なものが見受けられたので、交付手続の適正及び透明性を確保するよう事務処理を改められたい。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="692 282 836 315">措置状況</td> <td data-bbox="841 282 1468 315">1. 措置済（令和5年6月1日）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="692 322 1468 965"> <p>クラブ等活動助成金交付要領を一部改正し、各クラブから構成員名簿、年間の活動実績と助成金の使途・金額について報告する際には、金銭出納簿に会費単価及び会費徴収人数を明記することとし、会員全員から会費を徴収していることを確認するよう事務処理を改めました。</p> <p>また、会費の徴収において、災害その他やむを得ない理由により、全員から会費を徴収しないことを会長が妥当と認める場合は、全員から会費を徴収しなくてもよいこととするよう八尾市職員厚生会クラブ等活動助成金交付規程を一部改正しました。</p> </td> </tr> </table>	措置状況	1. 措置済（令和5年6月1日）	<p>クラブ等活動助成金交付要領を一部改正し、各クラブから構成員名簿、年間の活動実績と助成金の使途・金額について報告する際には、金銭出納簿に会費単価及び会費徴収人数を明記することとし、会員全員から会費を徴収していることを確認するよう事務処理を改めました。</p> <p>また、会費の徴収において、災害その他やむを得ない理由により、全員から会費を徴収しないことを会長が妥当と認める場合は、全員から会費を徴収しなくてもよいこととするよう八尾市職員厚生会クラブ等活動助成金交付規程を一部改正しました。</p>	
措置状況	1. 措置済（令和5年6月1日）				
<p>クラブ等活動助成金交付要領を一部改正し、各クラブから構成員名簿、年間の活動実績と助成金の使途・金額について報告する際には、金銭出納簿に会費単価及び会費徴収人数を明記することとし、会員全員から会費を徴収していることを確認するよう事務処理を改めました。</p> <p>また、会費の徴収において、災害その他やむを得ない理由により、全員から会費を徴収しないことを会長が妥当と認める場合は、全員から会費を徴収しなくてもよいこととするよう八尾市職員厚生会クラブ等活動助成金交付規程を一部改正しました。</p>					